

廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設設置

許可申請の手引き

那覇市 環境部 廃棄物対策課

目次

はじめに

- 1 産業廃棄物の処理について（フロー図）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

産業廃棄物処理施設の許可申請等について

- 1 許可の種類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 申請受付場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 申請手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 産業廃棄物処理施設の設置許可手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 各種届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 6 無害化処理認定制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 7 申請書及び届出書の作成について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

産業廃棄物処理施設設置許可申請・届出書リスト

- 1 産業廃棄物処理施設の設置許可申請書類リスト・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書リスト・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

産業廃棄物処理施設設置許可申請書の作成要領

- 1 申請書様式の記入要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 添付書類の作成要領等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 添付書類の省略できる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

産業廃棄物処理施設設置許可申請書の作成要領

- 1 使用前検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 技術管理者の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 定期検査及び維持管理情報の公開・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 4 変更許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 5 その他許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 6 各種届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 7 事故時の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 8 施設の廃止に係る手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

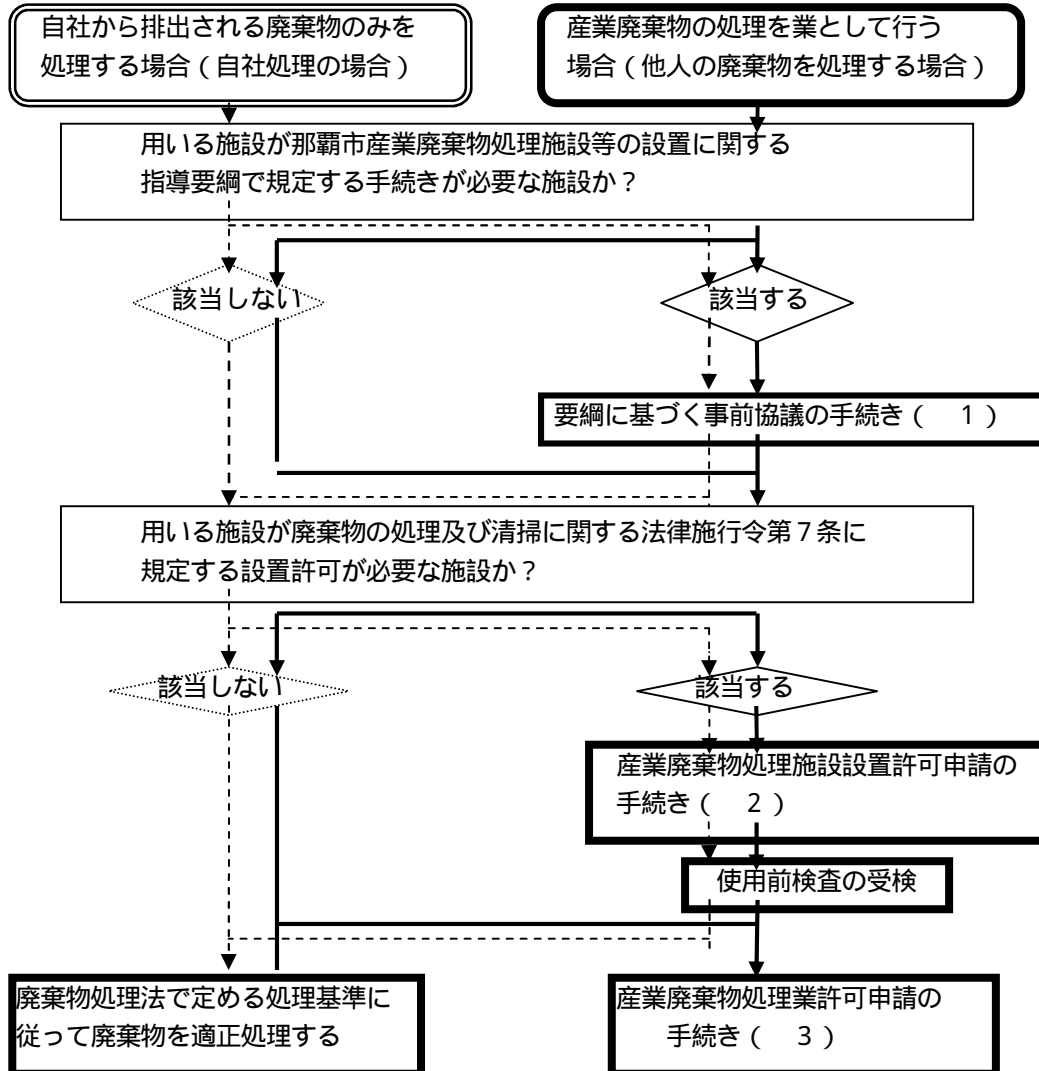
参考事項

- 1 各種公的書類の交付場所について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）について・・・・・・・・ 25
- 3 特定有害産業廃棄物について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 4 産業廃棄物処理施設の許可番号について・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 5 施設の適切な維持管理等の適正処理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1 産業廃棄物の処理について（フロー図）

産業廃棄物の処理を行う際には、次のフロー図に従って行う必要がありますので、処理の方法に応じて、必要な手続きを行って下さい。

なお、産業廃棄物の「処理」とは「収集運搬」及び「処分（中間処理、最終処分）」を行うことを指します。



1) 詳しくは、「那覇市産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」を御覧下さい。

2) 詳しくは、「廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請の手引き」を御覧下さい。

3) 詳しくは、許可を受けようとする業の種類に応じて、「廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引き」又は「廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業許可申請の手引き」を御覧下さい。

産業廃棄物処理施設の許可申請等について

廃棄物処理法第 15 条で定める産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、あらかじめ、産業廃棄物処理施設の設置許可が必要です。この設置許可は、他人の産業廃棄物を受け入れずに自らの廃棄物を処理する場合であっても必要です。

1 許可の種類等について

(1) 新規許可

設置許可申請が必要となる施設

No	施設の種類	能力
1	汚泥の脱水施設	処理能力：10m ³ /日超
2	汚泥の乾燥施設	処理能力：10m ³ /日超 (天日乾燥施設の場合は、100m ³ /日超)
3	汚泥の焼却施設 (PCB等を除く)	次の何れかに該当する施設 ・処理能力：5m ³ /日超 ・処理能力：200kg/時間以上 ・火格子面積：2m ² 以上
4	廃油の油水分離施設	処理能力：10m ³ /日超
5	廃油の焼却施設 (PCB等を除く)	次の何れかに該当する施設 ・処理能力：1 m ³ /日超 ・処理能力：200kg/時間以上 ・火格子面積：2m ² 以上
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力：50m ³ /日超
7	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力：5t/日超
8	廃プラスチック類の焼却施設 (PCB等を除く)	次の何れかに該当する施設 ・処理能力：100kg/日超 ・火格子面積：2m ² 以上
9	木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力：5t/日超
10	有害金属等又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべて
11	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべて
12	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべて
13	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	すべて
14	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	すべて
15	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	すべて
16	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	すべて
17	産業廃棄物の焼却施設 (3、5、8、14に掲げるものを除く。)	次の何れかに該当する施設 ・処理能力：200kg/日超 ・火格子面積：2m ² 以上
18	産業廃棄物の最終処分場	すべて

(2) 変更許可

処理施設の設置後、処理能力の増加など次に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ変更許可を受けなければなりません。

処理能力が10%以上増加する変更

処理施設の設置の位置に係る変更

処理施設の処理方式に係る変更

処理施設の構造・設備に係る変更であって、処理施設の種類に応じた次の設備の変更

汚泥の脱水施設：脱水機

汚泥の乾燥施設：乾燥設備

汚泥・廃油・廃プラスチック類・廃PCB等・産業廃棄物の焼却施設：燃焼室

廃油の油水分離施設：油水分離設備

廃酸・廃アルカリの中和施設：中和槽

廃プラスチック類・木くず・がれき類の破碎施設：破碎機

ダイオキシン類等を含む汚泥のコンクリート固形化施設：混練設備

水銀等を含む汚泥のばい焼施設：ばい焼室

汚泥・廃酸・廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設：熱分解設備又は分解槽

廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設

廃PCB等の分解施設：反応設備

廃PCB等の洗浄施設又は分離施設：洗浄設備又は分離設備

遮断型産業廃棄物最終処分場：外周仕切設備

管理型産業廃棄物最終処分場：遮水層又は擁壁若しくはえん堤

安定型産業廃棄物最終処分場：擁壁又はえん堤

処理施設の構造・設備に係る変更であって、当該変更に伴う排ガス・放流水の水質の変化により生活環境への影響を増大させることとなる変更

処理に伴い生ずる排ガス・排水の排出方法（排出口の位置、排出先等）の変更、又は排出量を増大する変更

維持管理に関する計画に係る次に掲げる事項の変更

排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更（影響が減少することとなる変更を除く）

排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度を低くする変更

その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項の変更

(3) 譲受・借受許可

産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者から、当該産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、那覇市長の許可を受けなければなりません。

(4) 法人合併・分割許可

産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者が法人である場合において、当該法人の合併又は分割する場合は、那覇市長の許可を受けなければなりません。

ただし、産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた法人が、当該法人の合併又は分割後も存続する場合は、許可は不要です。

2 申請受付窓口

那覇市 環境部 廃棄物対策課

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 (本庁舎 7 階)

電話番号 098-951-3231 FAX 098-951-3230

* 申請の際には、事前に連絡の上、来庁ください。

3 申請手数料

(1) 手数料

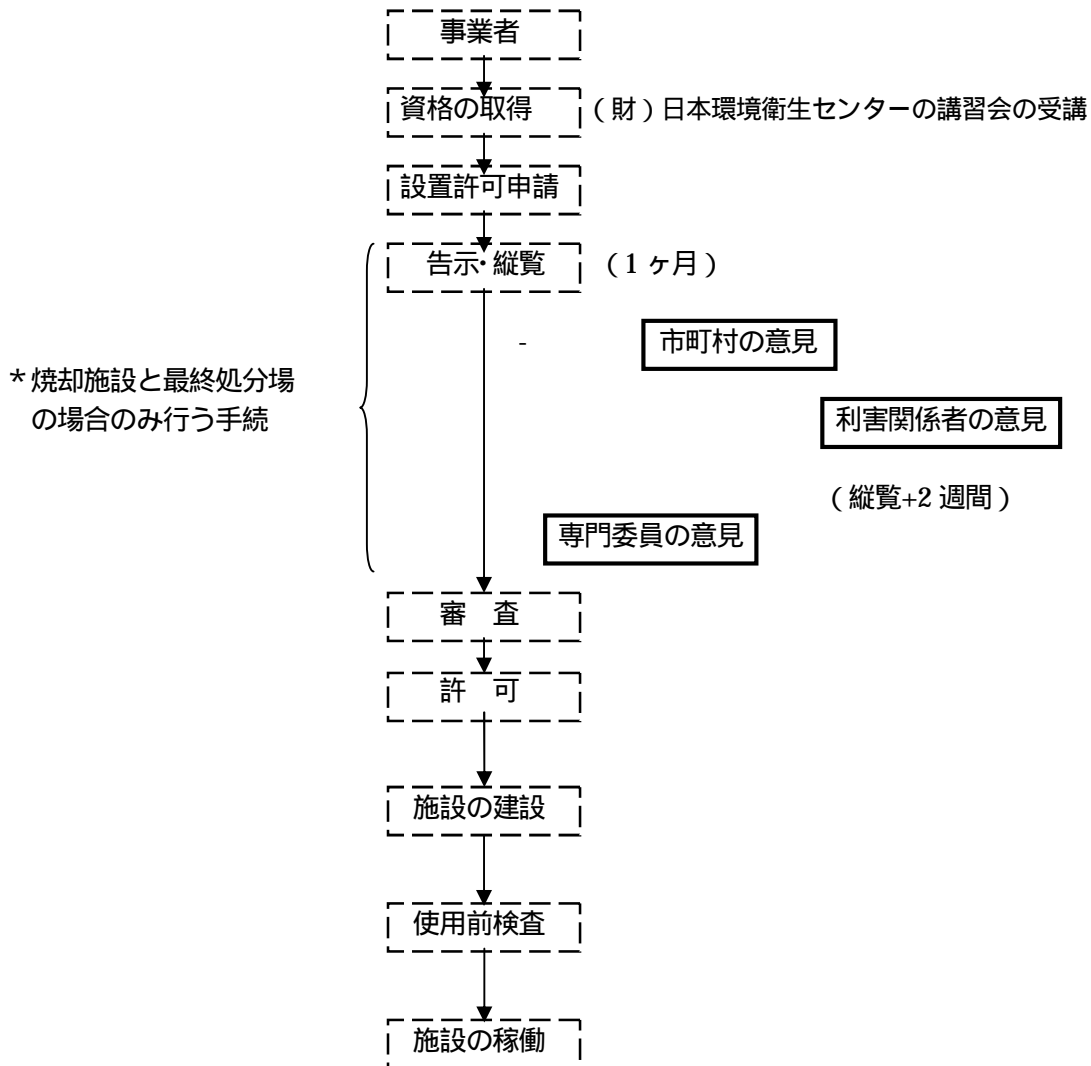
許可申請の種類		申請手数料の額(円)
産業廃棄物処理施設 (焼却施設・最終処分場)	新規設置許可	140,000
	変更許可	130,000
産業廃棄物処理施設 (焼却施設・最終処分場以外)	新規設置許可	120,000
	変更許可	110,000
産業廃棄物処理施設	譲受け等許可	70,000
	法人合併・分割等許可	70,000

(2) 納付方法

申請手数料は、所定の納付通知書にて申請当日に庁内の銀行で納付していただきますので**現金**を用意ください。

4 産業廃棄物処理施設の設置許可手続きの流れ

(1) 手続きの流れ



注1) 廃棄物処理法以外の法律でも規制を受ける場合は、当該法律に基づく許認可等に係る手続も必要です。

注2) 那覇市産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱で定める産業廃棄物処理施設等を設置する必要がある場合は、申請前に事前協議が必要です。

(2) 資格の取得

廃棄物処理法第15条に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請には、申請者の能力に係る書類として「当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を証明する書類」が添付書類として定められております。本市では、(財)日本環境衛生センターが認定する講習会を終了し同財団が認定する技術管理士の認定証を当該書類として扱っておりますので、申請の前に、同財団が認定する産業廃棄物処理施設に係る講習会を受講してください。

講習会の受講の申し込みなど詳細については、同財団にお問い合わせください。

財団法人 日本環境衛生センター 西日本支局研修部
 住所：〒816-0943 福岡県大野城市白木原3-5-11
 電話：092-593-8226 FAX：092-572-1326

(3) 他法令手続きについて

産業廃棄物処理施設を設置する予定の土地について、環境関連法規及び、環境関連法規以外の他法令（都市計画法、建築基準法、農地法、農業振興法等）に係る規制の有無を、当該他法令を所管する機関に確認し、規制を受けている場合には、当該手続きを行うようにして下さい。

(4) 産業廃棄物処理施設等の設置に関する事前協議について

産業廃棄物処理施設の許可申請を行う場合で、那覇市産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱に定める施設（焼却施設、最終処分場等）を設置する場合には、同要綱に基づく事前協議が必要となります。

また、同要綱の対象ではない施設にあっても、産業廃棄物処理施設の設置に係る周辺地域住民とのトラブルを未然に防止するため、設置許可申請の前に、周辺地域住民に対して事業内容を十分に説明し理解を得て下さい。

(5) 審査について

審査には、申請後、3ヶ月程度（告示縦覧がある施設は4ヶ月程度）の期間を要します。審査の結果、申請内容に誤りや書類の不足等がある場合は、書類の修正や追加提出をお願いすることになります。また、審査にあたっては、次の事項を確認します。

ア 施設基準等

現場確認又は書類審査により、処理計画や処理施設等が基準に適合しているか審査します。廃棄物処理法で定める許可基準に適合しない場合は不許可となりますので、事業内容（処理施設、処理方法等）が、基準に適合するよう計画してください。

イ 欠格要件

審査では、許可基準である欠格要件への該当の有無を確認するため、県警察本部や地方検察庁、本籍市町村に対し、申請者、役員、未成年者の法定代理人（法定代理人が法人である場合には、法人及び役員）、出資者、使用人の犯罪歴等の照会を行いますので、ご了解下さい。

また、これらの者に、暴力団員であるなどの欠格要件に該当する者がいる場合、不許可となります。添付書類の「欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面」（様式1-4）を作成する際によくご確認の上、誤りのないように申請してください。

ウ 経理的基礎

産業廃棄物処理業の許可については、事業を的確にかつ継続して行うことのできる経理的基礎を有していることが許可基準として定められています。そのため、経営状況が債務超過に陥っている場合等については、不許可となる場合がありますので、廃棄物対策課にご相談ください。

(6) 許可証について

ア 許可証の取扱い

許可証は事務所等の見やすい場所に掲示して下さい。

許可証を他人に譲渡したり、貸与することはできません。

新たな許可証の交付、施設の廃止等の理由によって不要となった許可証は、速やかに返納して下さい。

イ 取り扱うことができる産業廃棄物

産業廃棄物処理業において、取り扱うことができる産業廃棄物の種類は、許可証に記載されている種類に限定されます。それ以外の産業廃棄物を取り扱うことはできません。

(7) 処理施設の設置許可と処理業の許可

この申請で取得する許可は、産業廃棄物処理施設の設置許可です。産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行うためには、処理施設の設置許可を取得した後、産業廃棄物処理業の許可を取得する必要があります。

5 各種届出

(1) 軽微変更等届出

設置許可取得後、軽微な変更（変更許可が必要となる変更以外の変更であって、次に掲げる事項の変更）をしたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければなりません。

届出にあたっては、P11～P13を御覧下さい。

氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者の氏名

汚泥・廃油・廃プラスチック類・廃PCB等・産業廃棄物の焼却施設：焼却灰等の処分方法

廃油の油水分離施設、廃酸・廃アルカリの中和施設、汚泥・廃酸・廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設：汚泥等の処分方法

産業廃棄物最終処分場：埋立処分計画及び災害防止計画

産業廃棄物の搬入・搬出時間、搬入・搬出方法

着工予定年月日、使用開始予定年月日

法定代理人、役員、出資者、使用人

処理施設の廃止、休止、休止後の再開

(2) 特定欠格要件該当届出

廃棄物処理法に違反し罰金刑を受けた場合など、欠格条項に該当するに至ったときは、該当した日から2週間以内にその旨を市長に届け出なければなりません。

6 無害化処理認定制度について

(1) 無害化処理認定制度の対象となる廃棄物

石綿（アスベスト）が含まれている産業廃棄物（特別管理産業廃棄物の廃石綿等）
工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる廃棄物でアスベストをその重量の0.1%を超えて含有する産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物）

(2) 認定の法律上の効果

ア 認定を受けることで、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置について、那覇市長の許可を取得する必要がなくなります。

ただし、認定を受けた施設で無害化処理以外の処理を行う場合は、認定の他に別途処理業及び処理施設の設置に許可の取得が必要となります。

イ 認定を受けた処理業者については、廃棄物の処理基準等が適用され、廃棄物収集運搬業者又は廃棄物処分業者とみなされます。

(3) 認定の申請

無害化処理に係る認定は環境大臣が行います。認定に係る申請手続等は、地方環境事務所を経由して行われますので、申請書の提出や詳細の問い合わせは、次の九州地方環境事務所に行ってください。

環境省 九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課
住所：〒862-0913 熊本県熊本市尾ノ上1-6-22
電話：096-214-0328 FAX：096-214-0349

7 申請書等の作成について

ア 申請書及び届出書には、廃棄物処理法で定める様式を用いて下さい。また、添付書類については、原則、本手引きで示した様式を用いて下さい。

なお、申請書を行政書士等に委任される場合は、委任状を提出してください。

イ 申請書類は次の順番で綴って下さい。

申請書

申請手数料（納付通知書により納めたことを証する領収書の写し）

軽微変更届出等の場合、申請手数料は不要です。

廃棄物処理法で定める添付書類（書類リストの順番で綴ること）

ウ 申請書への添付書類は、本手引きに載せてある添付書類リストを活用してチェックし、書類に不足のないように確認してください。

エ 申請書及び届出書の提出部数

正副2部を提出してください。（副本は、コピーでも可）

産業廃物処理施設許可申請・届出書リスト

1 産業廃棄物処理施設の設置許可申請書類リスト No.1

書類リスト	作成要領等
1 産業廃棄物処理施設設置許可申請書 新規許可申請 様式第十八号 変更許可申請 様式第二十二号	・ p14-17参照
2 産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする書類 設計計算書 (最終処分場の場合) 求積図 埋立面積・埋立容量の計算書 構造物の安定計算書、法面の安定計算書 及び 構造図 雨水排水施設の設計計算書 及び 構造図 浸出水集排水管の設計計算書 及び 構造図 遮水工の種類、材質、施工に関する書類 土量計算書 平面図、縦横断面図、構造図 管理棟、道路、囲い、門扉、表示板、堰堤等の構造図 切土盛土図	・ p17参照
3 (最終処分場の場合)周囲の地形・地質・地下水の状況を明らかにする書類 ・図面	・ p17参照
4 (最終処分場以外の施設の場合) 処理工程図	・ p17参照
5 付近の見取図	・ p17参照
6 技術的能力を説明する書類 技術管理士認定証の写し	・ p17～18参照
7 設置・維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(様式4-1)	・ p18参照
8 経理的基础に関する書類 (法人の場合) 貸借対照表(直前3年間) 損益計算書(直前3年間) 株主資本等変動計算書(直前3年間) 個別注記表(直前3年間) 直前3年間の法人税の納税証明書 (個人の場合) 資産に関する調書(様式1-3) 直前3年間の所得税の納税証明書(その1) 所得を確認する書類(源泉徴収票の写し、所得証明書等)*	・ p18～19参照 ・ 納税証明書については、「納税証明書(その1)」(納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明)を添付して下さい。 (個人の場合) * については、納税証明書にて納付すべき額が確認できないなどの場合に添付して下さい。
9 申請者に関する書類 (法人の場合) 定款又は寄附行為の写し 履歴事項全部証明書(旧:商業登記簿謄本) (個人の場合) 住民票抄本(本籍地記載のあるもの。) 登記事項証明書(被後見人等が登記されていないことの証明書)	・ p19参照

産業廃棄物処理施設の設置許可申請書類リスト No.2

書類リスト	備考
10 申請者（役員・使用人を含む）が欠格要件に該当しない旨の誓約書（様式1-4）	・p19参照
11 法人役員に関する書類 役員（監査役等を含む）の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） 役員の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書）	申請者が法人の場合のみ添付
12 法定代理人に関する書類 （法人の場合） 法定代理人である法人の履歴事項全部証明書（旧：商業登記簿謄本） 法定代理人である法人役員の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） 法定代理人である法人役員の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書） （個人の場合） 法定代理人の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） 法定代理人の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書）	申請者が未成年者である場合のみ添付
13 出資者等に関する書類 （出資者が個人の場合） 出資者の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） 出資者の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書） （出資者が法人の場合） 履歴事項全部証明書（旧：商業登記簿謄本）	申請者が法人の場合のみ添付
14 使用人に関する書類 使用人の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） 使用人の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書） 使用人が令第6条の10に該当することを証する書類（様式1-5）	申請者に使用人がいる場合のみ添付
15 有価証券報告書（添付した場合、8、9の書類は省略可能）	・p20参照
16 先行許可証（添付した場合、9～14の書類は省略可能）	・p20～21参照
17 生活環境影響調査結果を記載した書類	・p19～20参照
18 その他 他法令に係る調整経過を記した書類（様式1-1） 周辺世帯住民への説明状況を証する書類 （要綱対象施設の場合は事前協議終了通知書） 施設の所有権・使用権原を証明する書類 事故時の対応を記した書類 許可基準等との対比表	・p20参照

2 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書リスト No.1

書類リスト	備考
1 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書（様式第二十三号） 2 直近で交付された許可証の写し 3 変更内容に応じた添付書類（次の表に掲げる書類）	・変更のあった日から遅滞なく届出すること

変更内容に伴い必要となる書類一覧

変更内容	必要書類
住所、氏名又は名称の変更	（届出者が法人の場合） 定款又は寄附行為の写し 履歴事項全部証明書（旧：商業登記簿謄本） ----- （届出者が個人の場合） 住民票抄本（本籍地記載のあるもの。外国人にあっては、外国人登録証明書） 登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書）
役員の変更	住民票抄本（本籍地記載のあるもの。） 登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書） 届出者（法人）の履歴事項全部証明書（旧：商業登記簿謄本）又はその他役員の変更があったことを証する書類 申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書（様式1-4） の書類については、新たに役員が加わった場合にのみ添付して下さい（既存の役員について、の書類を提出する必要はありません。）。
法定代理人の変更	（法人の場合） 法定代理人である法人の履歴事項全部証明書（旧：商業登記簿謄本） 法定代理人である法人役員の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） 法定代理人である法人役員の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書） （個人の場合） 法定代理人の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） 法定代理人の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書）

必要書類の作成要領等については、産業廃棄物処理施設の設置許可申請書の作成要領を参考にして下さい。

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書リスト No.2

変更内容	必要書類
<p>出資者等の変更</p> <p>出資者等とは、株主又は出資者のうち、株式総数又は出資額の5%以上を有する者のことです。</p>	<p>(出資者が個人の場合) 住民票抄本(本籍地記載のあるもの。)</p> <p>登記事項証明書(被後見人等が登記されていないことの証明書) (出資者等の変更のうち、変更のあった者が法人の場合)</p> <p>(出資者が法人の場合) 出資者等の履歴事項全部証明書(旧:商業登記簿謄本)</p> <p>上記の添付書類については、新たに出資者等が加わった場合にのみ提出して下さい(既存の出資者等について、上記の添付書類を提出する必要はありません。)</p>
<p>使用人の変更</p>	<p>住民票抄本(本籍地記載のあるもの。)</p> <p>登記事項証明書(被後見人等が登記されていないことの証明書) 申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書(様式1-4) 使用人が令第6条の10に該当することを証する書類(様式1-5)</p>
<p>次の処分後の廃棄物の処分方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設にあっては、焼却灰等の処分方法の変更 ・油水分離施設、中和施設、分解施設にあっては、汚泥等の処分方法 ・廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設にあっては、溶融処理に伴い生じる廃棄物の処分方法の変更 	<p>変更後の処分後の廃棄物の処分方法を記載した書類</p>
<p>産業廃棄物の最終処分場にあつては、埋立処分計画、災害防止計画の変更</p>	<p>変更後の埋立処分計画、災害防止計画を記載した書類</p>
<p>産業廃棄物の搬入、搬出時間及び方法に関する事項の変更</p>	<p>変更後の産業廃棄物の搬入、搬出時間及び方法に関する事項を記載した書類</p>
<p>着工予定年月日又は使用開始年月日の変更</p>	<p>変更後の着工予定年月日又は使用開始年月日を記載した書類</p>

必要書類の作成要領等については、産業廃棄物処理施設の設置許可申請書の作成要領を参考にして下さい。

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書リスト No.3

<p>産業廃棄物の種類の変更であって、廃棄物処理法施行規則第12条の8各号に該当しない変更</p> <p>当該変更は、許可の変更を要する場合がありますので、変更前に、必ず管轄の保健所又は廃棄物対策課に事前相談して下さい。</p>	<p>(変更がある場合)変更後の産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画を記載した書類 処理能力計算書</p>
<p>産業廃棄物処理施設の処理能力の変更であって、当該処理能力が10%以上増加するに至らないもの</p>	<p>処理能力計算書</p>
<p>産業廃棄物処理施設の位置、構造等に関する計画の変更であって、廃棄物処理法施行規則第12条の8各号に該当しない変更</p> <p>当該変更は、許可の変更を要する場合がありますので、変更前に、必ず管轄の保健所又は廃棄物対策課に事前相談して下さい。</p>	<p>変更後の産業廃棄物処理施設の位置、構造等に関する計画を記載した書類</p>
<p>産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画の変更</p>	<p>変更後の産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画を記載した書類</p>

必要書類の作成要領等については、産業廃棄物処理施設の設置許可申請書の作成要領を参考にして下さい。

産業廃棄物処理施設設置許可申請書の作成要領

1 申請書様式の記入要領

(1) 「申請者の住所・氏名・電話番号」(第1面)

ア 住所は、住民票や登記事項証明書等に沿って、地番等を省略せずに正確に記載して下さい。

イ 電話番号は、申請者のものを記載して下さい。事務所や事業場の電話番号は、「事務所及び事業場の所在地」の欄に記載して下さい。

(2) 「産業廃棄物処理施設の設置の場所」(第1面)

施設を設置することを予定している場所の住所を、土地の登記簿等に沿って、地番等を省略せずに正確に記載して下さい。

また、地番が複数にまたがる場合は、その全筆を記載して下さい。

(3) 「産業廃棄物処理施設の種類」(第1面)

廃棄物処理法施行令第7条に規定された施設の区分(汚泥の脱水施設、がれき類の破碎施設等)(p2参照)を記載して下さい。

(4) 「産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類」(第1面)

産業廃棄物の種類には、廃棄物処理法第2条第4項及び同法施行令第2条に規定された種類(特別管理産業廃棄物の場合、施行令第2条の4)を記載して下さい。

法第2条第4項

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類

施行令第2条

紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物の処理物(第13号廃棄物)

最終処分を行う業者については、次の産業廃棄物を取り扱う場合であって、石綿含有産業廃棄物(石綿含有量0.1%以上の非飛散性アスベスト廃棄物)を含む場合には、その旨を明記して下さい(含まない場合についても、その旨を明記して下さい)。

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

なお、石綿含有産業廃棄物については、溶融処理又は無害化処理以外の中間処理は原則禁止されてますので、注意して下さい。

施行令第2条の4(特別管理産業廃棄物の場合)

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類であって、燃焼しやすいもの)、廃酸(水素イオン濃度指数が2.0以下であるもの)、廃アルカリ(水素イオン濃度指数が12.5以上であるもの)、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物()

特定有害産業廃棄物の場合、具体的な産業廃棄物の種類(例：廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物、廃石綿等)を記載し、有害物質が含まれ

る産業廃棄物の場合は、その含有物まで正確に記載して下さい(例：廃油(トリクロロエチレン、ポリクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。))。

また、有害物質の種類等については、手引き巻末の参考事項を御覧下さい。

(5) 「着工予定年月日」及び「使用開始予定年月日」(第1面)

産業廃棄物処理施設の設置を着工する予定年月日及び当該施設の使用を開始する予定年月日を記載して下さい。

(6) 「許可の年月日」及び「許可番号」(第1面)

ここには、何も記載しないで下さい。空欄のままで結構です。

(7) 「産業廃棄物処理施設の処理能力」(第1面)

最終処分場以外の処理施設の場合、処理能力は、1時間当たりの処理能力と稼働時間、及びこれらに乗じて得た1日当たりの処理能力を記載して下さい。ただし、実稼働時間が1日当たり8時間に達しない場合には、稼働時間を8時間として1日当たりの処理能力を求めて下さい。

最終処分場の場合は、埋立区域の面積(事業場の面積ではありません)及び埋立容量を記載して下さい。

(8) 「産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項」(第1面)

ア 「産業廃棄物処理施設の位置」

施設の設置予定場所の敷地内での施設の配置位置の所在地を、土地の登記簿等に沿って地番等を省略せずに記載して下さい。事業場の所在地の地番が複数ある場合は、その地番のうち施設を配置する地番を記載して下さい。

また、敷地内における処理施設の配置の図面も必ず添付して下さい。

イ 「産業廃棄物処理施設の処理方法」

施設の処理方法には、例えば、脱水施設であればフィルタープレス方式等を、破碎施設であれば二軸破碎方式等を、焼却施設であればストーカ式、ロータリーキルン方式、乾留ガス化燃焼方式等を、最終処分場であれば安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場の別を記載して下さい。

ウ 「産業廃棄物処理施設の構造及び設備」

主要な設備名を記載し、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他の図面等を添付して下さい。

エ 「処理に伴い生ずる排ガス及び排水」

排ガスについては、排ガス量、処理方法、煙突の数・設置位置・高さ等を記載して下さい。

排水については、排水量、処理方法、放流口の数・位置・放流先等を記載して下さい。

また、排ガス及び排水の処理方法については処理系統図を添付し、煙突の設置位置等や放流口の位置等についても図面も添付して下さい。

処理に伴い排ガス及び排水が生じない場合は、その旨と理由を記載して下さい。

オ 「排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値」

施設の定常運転を行った際の設計計算値を記載して下さい。

また、排ガス又は排水を生じない施設の場合、例えば、破碎施設であれば、生活環境影響調査結果を利用して、敷地境界線上における騒音予測値等を記載して下さい。

カ 「その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項」

施設の主要な構造以外に、例えば「移動式破碎施設」であるなどの特記すべき事項を記載して下さい。

また、最終処分場の場合には、埋立処分開始後に必要となる観測井の位置を示した図面も添付して下さい。

(9) 「産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項」(第2面)

ア 「排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値」

生活環境影響調査において、申請者として施設に係る周辺的生活環境の保全を考慮した上で自ら達成することとした排ガスの濃度、放流水の水質、騒音レベル等を記載して下さい。

各環境関連法令等において定められている規制基準値等を達成することとした数値とした場合には、当該規制基準値等を記載して下さい。

イ 「測定頻度に関する事項」

申請者自ら実施することとした排ガス等の測定頻度・箇所数等を記載して下さい。当該測定頻度等が廃棄物処理法等で定められているものと同じ場合であっても記載して下さい。

ウ 「その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項」

その他の維持管理に関する事項としては、廃棄物処理法で定められている維持管理基準以外の事項(例えば、施設の点検等に関する事項等)を記載して下さい。

(10) 「災害防止のための計画」(第2面)

最終処分場である場合にのみ記載し、次の事項について、具体的な対策の内容や連絡体制等を記載して下さい。

公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項

火災の発生の防止に関する事項

その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項(台風や豪雨等による災害)

(11) 「焼却灰等の処分方法」(第2面)

自家処分、委託処分のうち、該当するものに丸をつけ、処分の方法を具体的に記載して下さい。

(12) 「埋立処分の計画」(第2面)

最終処分場である場合のみ記載して下さい。

埋立処分の計画には、埋立方式(サンドイッチ方式、セル方式等)、埋立順序、埋立の法面の形状、埋立て高さ、埋立処分終了予定年月日、埋立処分終了後に行う維持管理の内容を記載して下さい。また、関連する図面も添付して下さい。

(13) 「産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項」(第2面)

処理施設への廃棄物の搬入及び処理残さ等の搬出の手段・搬出先、搬入・搬出の経路及び時間等を記載して下さい。経路については、地図も添付して下さい。

(14) 「法第14条第5項第2号二に規定する役員」(第3面)

「役員」には、監査役、監事、その他これに類する者も含まれますので、これらの者について、住民票に沿って正確に記入して下さい。

(15) 「令第6条の10に規定する使用人」(第4面)

「使用人」とは、申請者の使用人であって、次に掲げるものの代表者であるものですので、これらの者がある場合は、住民票に沿って正確に記入して下さい。。

本店又は支店の代表者

のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、産業廃棄物処理業についての契約締結権限を有する者を置くもの。

2 添付書類の記入上の注意事項

(1) 「産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書」

ア 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他の図面等を添付して下さい。また、当該施設のメーカーが作成している能力計算書、仕様書やカタログ等も添付して下さい。

イ 最終処分場の場合、次の図面等も添付して下さい。

求積図

埋立面積・埋立容量の計算書

構造物の安定計算書(転倒、滑動及び沈下等について記載したもの)、法面の安定計算書及び構造図

雨水排水施設の設計計算書(流域面積、排水路、沈砂池等について記載したもの)及び構造図

浸出水集排水管の設計計算書及び構造図

遮水工の種類、材質及び施工に関する書類

土量計算書

最終処分場の構造を明らかにする平面図(管理棟、道路、囲い、門扉、表示板、堰堤等を含むもの)、縦横断面図及び構造図

管理棟、道路、囲い、門扉、表示板、堰堤等の構造図

切土盛土図

(2) 「最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面」

ア 周辺の地形に係る図面は、縮尺が1,000分の1程度のものにして下さい。

イ 地質及び地下水に係る調査結果書等には、ボーリング調査結果(柱状図を含む)も添付して下さい。

(3) 「最終処分場以外の産業廃棄物処理施設にあつては、処理工程図」

処理施設への廃棄物の搬入から、中間処理等、処理残さ等の最終処分場等への搬出までの工程を分かりやすくフロー図で示して下さい。

(4) 「当該産業廃棄物処理施設の付近の見取り図」

付近の見取り図(住宅地図の写し等)については、周囲の広い範囲が確認できる縮尺が大きなもの(縮尺2万5千分の1程度のもの)と、周辺の住宅・病院等との距離が確認できる縮尺が小さなもの(縮尺5千分の1程度のもの)を添付して下さい。周辺に住宅・病院等がなければ公図との兼用でも構いません。

(5) 「産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類」

(財)日本環境衛生センターが認定する講習会の修了証の写しを添付して下さい。

《注意事項》

講習会の受講対象は、原則、次の者です。

〔法人の場合〕

- | | | |
|----------------|---|--------|
| ・代表者 | } | いずれかの者 |
| ・当該業務を行う役員 | | |
| ・当該業務に係る使用人() | | |

〔個人の場合〕

- | | | |
|----------------|---|--------|
| ・申請者 | } | いずれかの者 |
| ・当該業務に係る使用人() | | |

「使用人」とは、申請者の使用人であって、次に掲げるものの代表者であるものです。

本店又は支店の代表者

のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、産業廃棄物処理業についての契約締結権限を有する者を置くもの。

(6) 「施設の設置及び維持管理に要する資金の総額、その資金の調達方法を記載した書類」(様式4-1)

ア 施設の設置及び維持管理に要する資金の総額とは、施設の設置及び維持管理に必要と判断される一切の資金を言います。事業計画に応じて、具体的な項目を挙げ、それぞれに必要な金額を記入して下さい。また、その際は、資本金の額その他、施設の整備に要する費用、最終処分場の維持管理に要する費用、損害賠償保険の保険料等も含めて下さい。

イ 施設を譲り受けて産業廃棄物処理施設として用いる等により、新たな資金を必要としない場合は「0」と記入し、その理由を明記して下さい。

ウ 調達方法については、できる限り具体的に記入して下さい。

エ 自己資金で賄う場合には、その旨及び自己資金の額を記入するとともに、自己資金の額について金融機関で発行する残高証明書等を添付して下さい。

オ 資金を借り入れにより調達する場合は、金銭消費貸借契約書の写し、残高証明書等を添付して下さい。

(7) 「経理的基礎に関する書類」

ア 申請者が法人である場合

直前3年の貸借対照表

直前3年の損益計算書

直前3年の株主資本等変動計算書

直前3年の個別注記表

直前3年の法人税の納税証明書(納付すべき額及び納付済額を証する書類)

《注意事項》

廃棄物処理業以外の事業を兼業している場合には、できる限り廃棄物処理部門における経理区分を明確にして書類を提出して下さい。

納税証明書は、各税務署で交付されるものを提出して下さい。

必要に応じ、金融機関からの融資状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を提出して下さい。

新たに法人を設立して収集運搬業を行おうとする場合、過去の貸借対照表等がないことから、その旨を明記した上で、資本金の額、財務に係る事業計画及び株主構成を提出して下さい。

経営状況が債務超過に陥っている場合等については、不許可となる場合がありますので、事前に相談してください。

イ 申請者が個人である場合

資産に関する調書（様式 1 - 3）

直前3年の所得税の納税証明書（納付すべき額及び納付済額を証する書類）

《注意事項》

資産に関する調書には、申請者の不動産、預貯金等の主な資産を記入し、その金額の根拠となる各種証明書を添付して下さい。

例：不動産については市町村役場で発行する資産（課税）証明書（固定資産評価証明書）

預貯金については金融機関で発行する残高証明書

所得税の納税証明書は、各税務署で交付されるものを提出して下さい。

納税証明書にて納付すべき額が確認できないなど経理的基礎を確認するため必要な場合に、所得を確認する事のできる「源泉徴収票の写し（支払者の押印がされたもの）」、又は「所得証明書」等を添付して下さい。

確定申告が必要な事業者で申告を行っていない場合には、所得税の申告・納税を行った上で納税証明書を提出して下さい。

(8) 申請者に関する書類

ア 申請者が法人である場合

定款又は寄附行為 及び 履歴事項全部証明書を添付してください。

履歴事項全部証明書は、原則として、申請日より3ヶ月以内に発行されたものを添付して下さい。

また、定款及び登記事項証明書等については、事業目的に産業廃棄物処理業が記載されている必要があります。未記載の場合、目的変更に係る議事録も添付して下さい。

イ 申請者が個人である場合

住民票（ ） 及び 登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書）を添付してください。

同書類は、原則として、申請日より3ヶ月以内に発行されたものを添付して下さい。

なお、個人に係る登記事項証明書とは、「後見登記等に関する法律第10条第1項」に規定する証明書で、「被後見人等が登記されていないことの証明書」のことです。証明書の交付は、全国の法務局及び地方法務局で行っていますので、登記事項証明書に関する質問等は、地方法務局へ直接問い合わせてください。

(9) 「欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面」

申請者（申請者が法人の場合、役員、出資人も含みます）、使用人が、暴力団員であるなどの欠格要件に該当しないことを十分に確認して作成して下さい。

(10) 「生活環境影響調査書」

施設の設置が、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果によっては、生活環境影響に係る許可基準に適合しないものとして不許可となる場合がありますので、実際の調査に入る前に、事前に調整して下さい。

また、生活環境影響調査を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法

人によっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を、生活環境影響調査書に記載して下さい。

(11) その他の添付書類

ア 他法令に係る調整経過を記した書類(様式1-1)

設置予定場所の土地登記簿に記載された地目から、環境関連法規及び、環境関連法規以外の他法令(都市計画法、建築基準法、農地法、農業振興法等)に係る規制の有無を、当該他法令を所管する機関に確認し、規制を受けている場合には、当該機関からの使用許可等もしくはその見通し(申請書の受理等)を記した書類を添付して下さい。

イ 周辺地域住民への説明状況を証する書類又は事前協議終了通知書

施設の設置許可取得後に処分業の許可を取得することになりますが、許可取得後に事業を円滑に進めていくためには、周辺住民の十分な理解が必要です。事業場周辺の地域住民等に事業内容を十分に説明して下さい。

その上で、可能な限り、地域住民の同意書や協定書もしくは説明会等の実施状況説明書を添付して下さい。

また、那覇市産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱に基づく産業廃棄物処理施設等(焼却施設、有害物質処理施設、最終処分場等)の設置許可申請にあっては、同要綱に基づく事前協議を行う必要があります。詳しくは同要綱を御覧下さい。

ウ 施設の所有権・使用権原を証明する書類

施設の売買契約書等、施設を設置する土地の登記簿(登記上の所有者名義が申請者と異なる場合は、所有者との賃貸借契約書等も添付)を添付して下さい。

また、他人から施設を賃借している場合は、当該賃貸借契約書等に記載される賃借の目的には「廃棄物処理業に使用する」旨を必ず記載して下さい。

エ 設置しようとする施設の構造及び維持管理の内容と、施設の許可基準及び維持管理基準との対比表を添付して下さい。

3 添付書類を省略することができる場合

(1) 有価証券報告書を添付する場合

直前の事業年度(更新許可申請の場合は、直前の2事業年度)に係る有価証券報告書を作成しているときは、これを添付することで、次の添付書類を省略することができます。

直前3年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書

定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(2) 先行許可証を添付する場合

許可申請の5年以内に、既に他の産業廃棄物処理業あるいは産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合は、当該許可証の写しを提出することで、次の添付書類の全部又は一部を省略することができます。この提出する許可証を「先行許可証」といいます。

申請者が法人である場合

申請者が欠格要件に該当しないものであることを誓約する書面

役員の住民票の写し、登記事項証明書

出資者の住民票の写し、登記事項証明書

使用人の住民票の写し、登記事項証明書

申請者が個人である場合

申請者の住民票の写し、登記事項証明書

申請者が欠格要件に該当しないものであることを誓約する書面

法定代理人の住民票の写し、登記事項証明書

使用人の住民票の写し、登記事項証明書

《注意事項》

先行許可証を提出して許可を受けた場合の許可証（許可証の「規則第9条の2第5項（処分業等の場合は、条項が異なります）の規定による許可証の提出の有無」が「有」になっている許可証）は、先行許可証として提出することはできません。

産業廃棄物処理施設の設置許可取得後の手続き

1 使用前検査

設置許可を取得して設置した産業廃棄物処理施設については、市長の検査を受け、申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ使用できません（法第15条の2第5項）。処理施設の設置後は、その使用前に、那覇市長に使用前検査申請を行い検査を受けて下さい。

2 技術管理者の設置

産業廃棄物処理施設の設置後は、当該施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、次ページの表の資格を有する「技術管理者」を置いて下さい（法第21条）。

表．技術管理者の資格

	資 格 等	実務経験
1	技術士（化学部門、上下水道部門、衛生工学部門）	不 要
2	技術士（上記1の部門以外の部門）	1年以上
3	2年以上環境衛生指導員の職にあった者	不 要
4	大学（短期大学を除く）の理学、薬学、工学、農学の課程において、衛生工学、化学工学に関する科目を修めて卒業した者	2年以上
5	大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれに相当する課程において衛生工学、化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した者	3年以上
6	短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれに相当する課程において衛生工学、化学工学に関する科目を修めて卒業した者	4年以上
7	短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれに相当する課程において衛生工学、化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した者	5年以上
8	高等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した者	6年以上
9	高等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した者	7年以上
10	10年以上、廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した者	
11	上記1～10と同等以上の知識・技能を有すると認められる者 （財）日本環境衛生センターの講習会を終了し、同センターが認定する廃棄物処理施設技術管理者の認定を受けた者	

実務経験とは、適正に（法令に違反することなく）廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した年数。

3 定期検査及び維持管理情報の公開

次の産業廃棄物処理施設は、使用前検査を受けた日又は直近の定期検査を受けた日から5年3ヶ月以内に、定期検査を受ける必要があります。

定期検査の期限日が近づいたときには、那覇市長に定期検査の申請をして、検査を受けて下さい。

また、当該産業廃棄物処理施設は、維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報をインターネット等で公表しなければなりません。

定期検査及び維持管理情報の公開の対象となる施設

ア 産業廃棄物の焼却施設

イ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設

ウ PCB廃棄物の分解施設、洗浄施設、分離施設

エ 産業廃棄物の最終処分場（休止中、埋立終了した最終処分場を含む。）

4 変更許可

p3で示したように、産業廃棄物処理施設の処理能力、主要設備等を変更する場合は、変更許可が必要です。

5 その他の許可

p3で示したように、産業廃棄物処理施設の譲受け・借受け、産業廃棄物処理施設設置者が法人合併・分割をしようとする場合には、許可が必要です。

6 各種届出

p7で示したように、産業廃棄物処理施設設置者は、一定の事項に変更等があった場合は、各種届出が必要です。

7 事故時の措置

ア 次の処理施設の設置者は、施設の破損等の事故が発生し、それによって生活環境の保全上の支障が生じたとき又は生じるおそれがあるときは、直ちに、支障の除去又は発生防止のための応急措置を講じなければなりません。また、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を市に届け出なければなりません。

産業廃棄物処理施設

焼却施設（処理能力が50kg/時間以上のもの）

熱分解設備等（処理能力が1t/日以上のもの）

廃油蒸留設備（処理能力が1m³/日以上のもの）

強酸・強アルカリ中和設備（処理能力が1m³/日以上のもの）

8 施設の廃止に係る手続

(1) 中間処理施設

ア 焼却施設等の中間処理施設を廃止したときは、軽微変更等届出を提出してください。

イ 廃止した焼却施設を解体・撤去しようとする場合であって、当該焼却施設が、火床面積が 0.5 m²以上又は焼却能力が 50kg/時間以上の焼却炉を有する場合、当該解体・撤去は、労働安全衛生法に基づいて制定された「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に則して行わなければならない、労働基準監督署に解体作業計画を届け出なければなりません。

当該要綱の対象となる焼却施設を解体・撤去しようとする方は、所轄の労働基準監督署の指導を受けて下さい。

(2) 産業廃棄物最終処分場

ア 埋立処分を終了した最終処分場の設置者は、埋立処分を終了した日から 30 日以内に、埋立処分終了届出を提出して下さい。

イ 埋立処分終了後は、環境省令で定める廃止基準に適合するよう、水質検査等の施設の維持管理を行って下さい。

ウ 廃止基準に適合する状態になったら、廃止確認申請を行って下さい。

エ 廃止基準に適合していることについて知事の確認を受けたときに限り、最終処分場を廃止することができます。

オ 廃止の確認を受けない限り、当該最終処分場は廃棄物処理法上の産業廃棄物処理施設となりますので、設置者は、同法に基づき維持管理をしなければなりません。

1 各種公的書類の交付場所について

公的書類の種類	交付場所
住民票抄本	各市町村
所得証明書	
資産（課税）証明書	
納税証明書（法人税・所得税）	各税務所
履歴事項全部証明書（旧：商業登記簿）	各地方方法務局 那覇市内であれば、那覇地方 法務局が所管しています。 【那覇地方方法務局の連絡先】 TEL：098 - 854 - 7951
土地（建物）の登記簿	
登記事項証明書 （被後見人等が登記されていないことの証明書）	

2 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）について

No	産業廃棄物の種類	換算係数（t/立米）
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	動植物性残さ	1.00
11	動物系固形不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
15	鋳さい	1.93
16	がれき類	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物の処理物（13号廃棄物）	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30

「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について」
（環産産発第 061227006 号、平成 18 年 12 月 27 日）より抜粋

3 特定有害産業廃棄物について

特定有害産業廃棄物には、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物、指定下水汚泥、廃石綿等の他に、特定の施設から排出され、基準を超えた有害物質を含む燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじんが該当します。

産業廃棄物の種類ごとに、法で規定する有害物質の種類は、次のとおりとなっています。

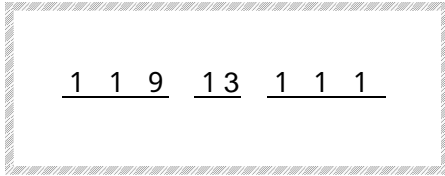
施設の種類や基準については、講習会テキスト等を参考にするほか、那覇市廃棄物対策課にご確認下さい。

	燃え殻 ばいじん	汚泥 廃酸 廃アルカリ	廃油	鉍さい
アルキル水銀化合物			—	
水銀又はその化合物			—	
カドミウム又はその化合物			—	
鉛又はその化合物			—	
有機燐化合物	—		—	—
六価クロム化合物			—	
砒素又はその化合物			—	
シアン化合物	—		—	—
ポリ塩化ビフェニル	—		—	—
トリクロロエチレン	—			—
テトラクロロエチレン	—			—
ジクロロメタン	—			—
四塩化炭素	—			—
1・2 - ジクロロエタン	—			—
1・1 - ジクロロエチレン	—			—
シス - 1・2 - ジクロロエチレン	—			—
1・1・1 - トリクロロエタン	—			—
1・1・2 - トリクロロエタン	—			—
1・3 - ジクロロプロペン	—			—
チウラム	—		—	—
シマジン	—		—	—
チオベンカルブ	—		—	—
ベンゼン	—			—
セレン又はその化合物			—	
ダイオキシン類			—	—

4 産業廃棄物処理施設の許可番号について

産業廃棄物処理施設の場合、各都道府県・各政令市において、独自に許可番号を付しております。本市においては、次のとおり、8桁の許可番号を付します。

〔許可番号の構成〕



政令市番号 那覇市の場合「119」となっています。

西暦番号の下二桁を示しています。「13」「2013」

本市において、設置許可を取得する際に、施設ごとの固有番号を付与します。

5 施設の適切な維持管理等

ア維持管理基準

産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令で定める施設の維持管理基準、及び当該処理施設の許可に係る申請書に記載した維持管理計画に従って、当該処理施設の維持管理を適切に行わなければなりません。

イ産業廃棄物処理基準

自らの廃棄物を設置した処理施設で自己処理する場合であっても、産業廃棄物処理基準に従って、産業廃棄物を適正に処理しなければなりません。

ウ記録及び閲覧

設置者は、処理施設の維持管理に関し、環境省令で定める事項を記録し、これを処理施設又は設置者の最寄りの事務所に備え置き、周辺地域住民等の求めに応じ、閲覧させなければなりません。

記録は、備え置いた日から起算して3年間閲覧に供しなければなりません。

エ立入検査・報告等

那覇市長は、処理施設の構造や維持管理等に関する報告や、産業廃棄物の処理実績などの報告、各種調査に関する報告等を求めることができます。処理施設における処理実績に係る報告については、本手引きで定める様式を用いて下さい。

那覇市長は、事業場等に立ち入り、処理施設の構造や維持管理、産業廃棄物の処理状況、帳簿書類等を検査することができます。

オ維持管理積立金

最終処分場を有する事業者は、埋め立て終了後の処分場の維持管理を適切に行うため、埋立終了後に必要となる維持管理費用を埋立期間中にあらかじめ積み立てなければならぬこととなっています。

維持管理積立金を積み立てていない場合は、許可を取り消すことがありますので注意して下さい。

